

第6 政令第8条に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条の区画◆①

(1) 政令第8条の区画の構造

政令第8条の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。なお、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォールについては、床及び柱又は壁等の接する構造躯体に確実に取り付けられている場合は同様に取り扱う。ただし、ALC パネルやコンクリートブロックなどは含まれない。★

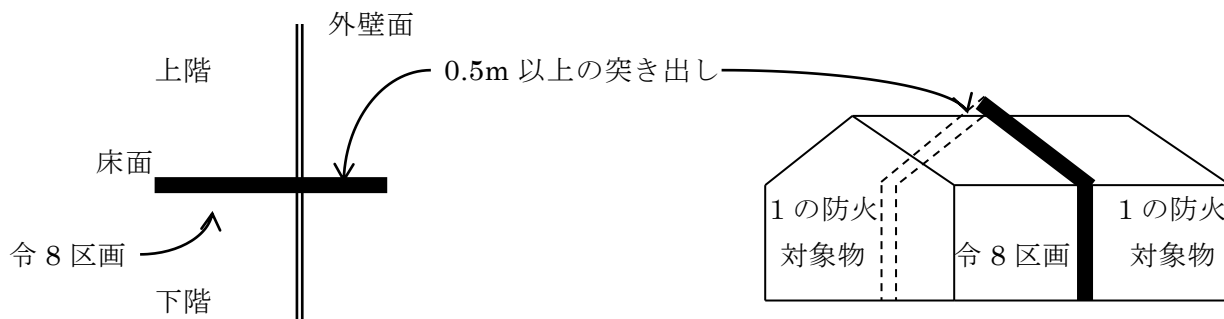
イ 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上（令8区画に対し外壁又は屋根が、令8区画を介して両側にそれぞれ概ね1.8m以上耐火構造となっていること。）にわたり耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が90cm以上確保され、これに防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りではない。

参考 令8区画を設けた場合の外壁面又は屋根面の措置

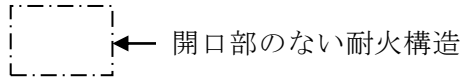
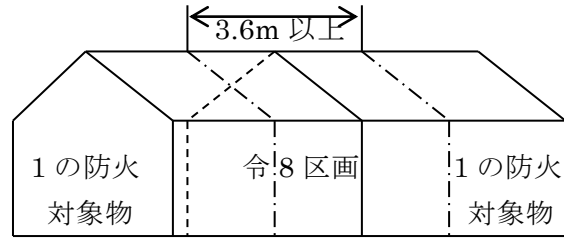
(1) 0.5m以上の突き出しを設ける場合（第6-1図参照）



第6-1図

(2) 外壁面又は屋根面から 0.5m 以上の突き出しを設けない場合 (第 6 - 2 図参照)

ア 外壁面又は屋根面が令 8 区画を含む幅 3.6m 以上にわたり耐火構造かつ、これらの部分に開口部がない場合 (第 6 - 2 図参照)

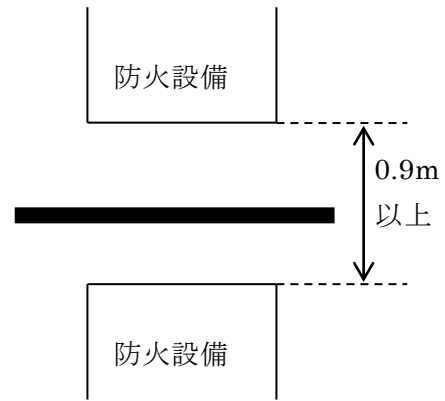
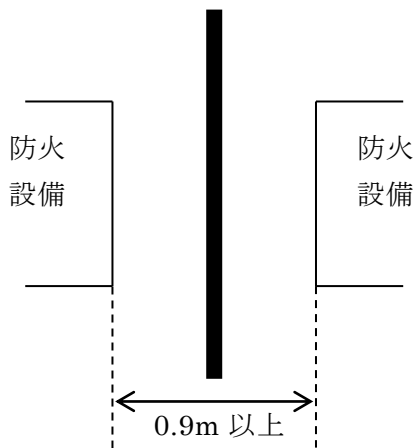


第 6 - 2 図

イ 外壁面又は屋根面が令 8 区画を含む、幅 3.6m 以上にわたり耐火構造でこれらの部分に開口部がある場合 (第 6 - 3 図参照)

(ア) 令 8 区画が壁で区画された場合の外壁部分

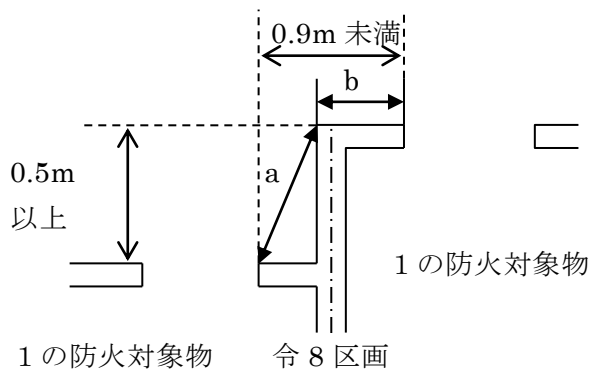
(イ) 令 8 区画が床で区画された場合の外壁部分



第 6 - 3 図

ウ 外壁面から 0.5m 以上突出した耐火構造の底、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合と同等の例

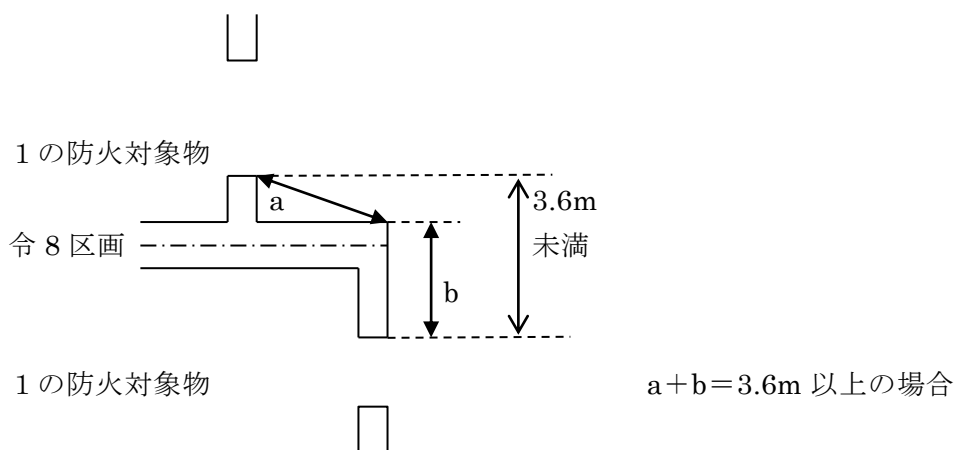
(ア) 令 8 区画が壁で区画された場合 (第 6 - 4 図参照)



$a + b = 0.9m$ 以上の場合

第 6 - 4 図

(イ) 令8区画が床で区画された場合（第6-5図参照）



第6-5図

(2) 令8区画の床又は壁には、電気配線又は暖房、冷房、換気若しくは排煙設備の風道（以下この第6において「風道」という。）が貫通していないこと。

(3) 令8区画を貫通する配管◆②

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。

しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画等を貫通する配管について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りでない。この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項及び第6-1表に適合するもの、又は消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたもの（以下「性能評定品」という。）とする。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管（付属する通気管を含む。）であること。

イ 一の配管の外径は、200mm以下であること。

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が、300mm以下となる工法であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の数値以上の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては200mm）を有すること。なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離を有することが望ましい。

オ 配管及び貫通部は一体で通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。（配管の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあつては2時間）以上であること。）

カ 配管の貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の施工とすること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管に表面に接触しないような措置を講ずること。

第6-1表 配管が令8区画を貫通している場合の政令第8条の適用

配管材質	令8区画を貫通している場合の適用条件
鋼管等	<p>1 鋼管及び铸铁管を使用する範囲 令8区画を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、2に掲げる鋼管等とすること。</p> <p>2 鋼管等の種類</p> <p>(1) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管) (2) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) (3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) (4) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管) (5) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) (6) JIS G 5525 (排水用铸铁管) (7) JWVA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) (8) JWVA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) (9) JWVA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) (10) WSP 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管) (11) WSP 032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管) (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管) (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管) (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)</p> <p>※ JWVA：日本水道協会規格、WSP：日本水道鋼管協会規格</p> <p>3 貫通部の処理</p> <p>(1) セメントモルタルによる方法</p> <p>ア 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。</p> <p>イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんすること。</p> <p>ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。</p> <p>(2) ロックウールによる方法</p> <p>ア JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充てん密度150kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充てん密度150kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充てんすること。</p> <p>イ ロックウール充てん後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。</p>

鋼 管 等	<p>4 可燃物への着火防止措置</p> <p>配管の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、(1) 又は (2) の措置を講ずること。</p> <p>(1) 可燃物への接触防止措置</p> <p>ア 被覆材</p> <p>ロックウール保温材（充てん密度 150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。</p> <p>イ 被覆等</p> <p>(ア) 床を貫通する場合</p> <p>a 鋼管等の呼び径 100mm 以下のもの</p> <p>貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆すること。</p> <p>b 鋼管等の呼び径 100mm を超え 200mm 以下のもの</p> <p>貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から 30cm の範囲には、もう一重被覆すること。</p> <p>(イ) 壁を貫通する場合</p> <p>a 鋼管等の呼び径 100mm 以下のもの</p> <p>貫通部の壁の両面から左右 30cm の範囲に一重に被覆すること。</p> <p>b 鋼管等の呼び径 100mm を超え 200mm 以下のもの</p> <p>貫通部の壁の両面から左右 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆すること。</p> <p>(2) 給排水管の着火防止措置</p> <p>次のア又はイに該当すること。</p> <p>ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。</p> <p>イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管の表面から 150mm の範囲内に存する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。</p> <p>5 配管の保温</p> <p>配管を保温する場合にあつては、次の (1) 又は (2) によること。</p> <p>(1) 保温材として 4 (1) アに掲げる材料を用いること。</p> <p>(2) 給排水管にあつては、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、3 及び 4 の規定について特に留意すること。</p> <p>6 配管の接続</p> <p>配管を 1 の範囲において接続する場合には、次によること。</p>
-------	---

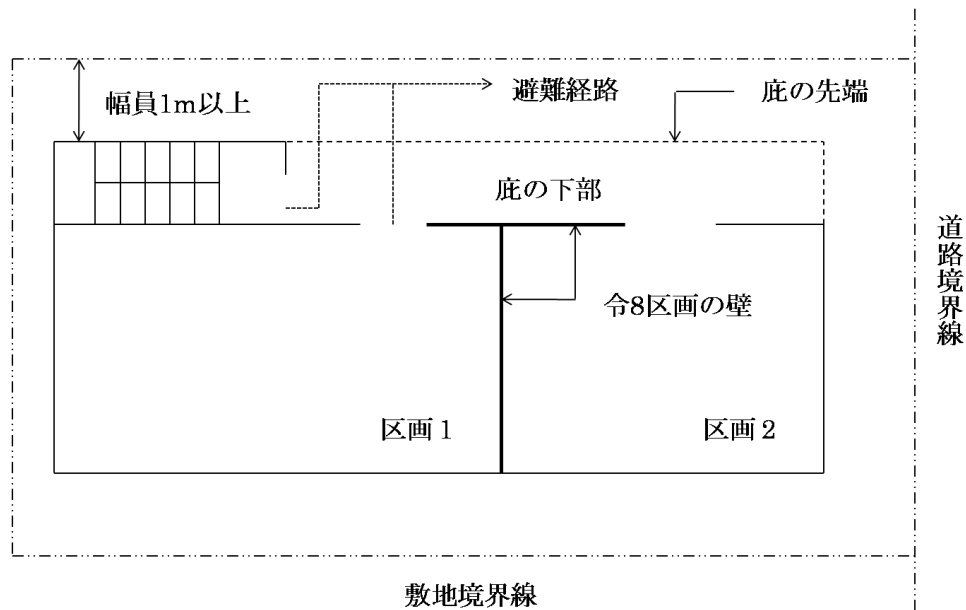
鋼 管 等	<p>(1) 配管は、令 8 区画を貫通している部分において接続しないこと。</p> <p>(2) 配管の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。</p> <p>ア メカニカル接続</p> <p>(ア) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。</p> <p>(イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。</p> <p>(ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。</p> <p>(エ) 押し輪又はフランジで押えること。</p> <p>(オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。</p> <p>イ 差込み式ゴムリング接続（立管又は横枝管の接続に限る。）</p> <p>(ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。</p> <p>(イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。</p> <p>ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。</p> <p>(ウ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。</p> <p>(エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。</p> <p>(オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。</p> <p>ウ 袋ナット接続</p> <p>(ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。</p> <p>(イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。</p> <p>(ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。</p> <p>(エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。</p> <p>エ ねじ込み式接続</p> <p>(ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパーパーおねじを切ること。</p> <p>(イ) 接合剤をねじ部に塗布すること。</p> <p>(ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。</p> <p>オ フランジ接続</p> <p>(ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。</p> <p>(イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。</p> <p>(ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。</p> <p>(3) 耐火二層管以外の管と耐火二層管との接続部には、耐火二層管</p>
-------	---

鋼管等	<p>の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。</p> <p>7 その他</p> <p>令 8 区画を貫通する鋼管等が、貫通部から 1m 以内となる部分の配水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。</p> <p>ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。</p> <p>イ 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器及び床材で覆われていること。</p>		
塩化ビニル管	適用できない。		
	呼称寸法 (mm)	材 質	その他
繊維補強軽量モルタル被覆塩化ビニル管 ※	40～150	硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）の外周を繊維補強軽量モルタルで被覆したもの。	照会、質疑等で認められているものに限る。
繊維強化モルタル被覆硬質塩化ビニル管 ※	"	硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）の外周を繊維強化モルタルで被覆したもの。	ただし、多数の配管が集中する
繊維補強モルタルビニル二層管 ※	"	硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）の外周を繊維補強モルタルで被覆したもの。	る場合を除く。

※ 性能評定品に限る。

- (4) 令 8 区画された部分の出入口等が庇等で接続される場合は、庇等の先端まで耐火構造の壁により区画すること。ただし、庇等の下部が建基法上の床面積に算定されないもので、当該部分を通過しなくても道路まで通じる幅員 1m 以上の避難通路が確保されているものにあつては、この限りでない。(第 6 - 6 図参照) ★

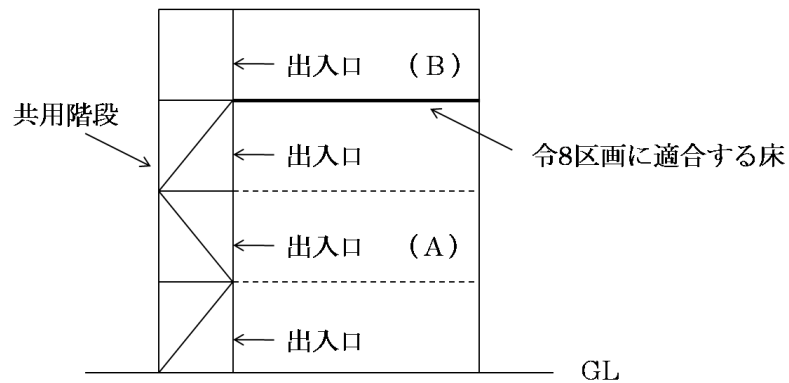
区画 1、区画 2 及び上階の避難時に他の区画の前の庇の下部を通らずに道路まで避難できるもの



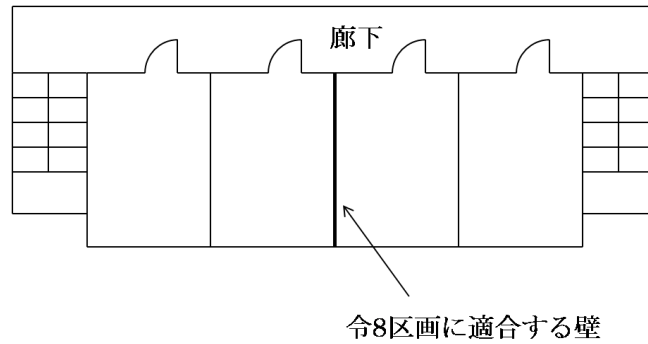
第 6 - 6 図

- (5) 防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段を共用するものは、当該廊下又は階段を共用する部分とは令 8 区画されていないものとして取り扱うこと。
(第 6 - 7 図参照) ◆③

- ① 階段を共用するものは、令 8 区画されていないものとして取り扱う

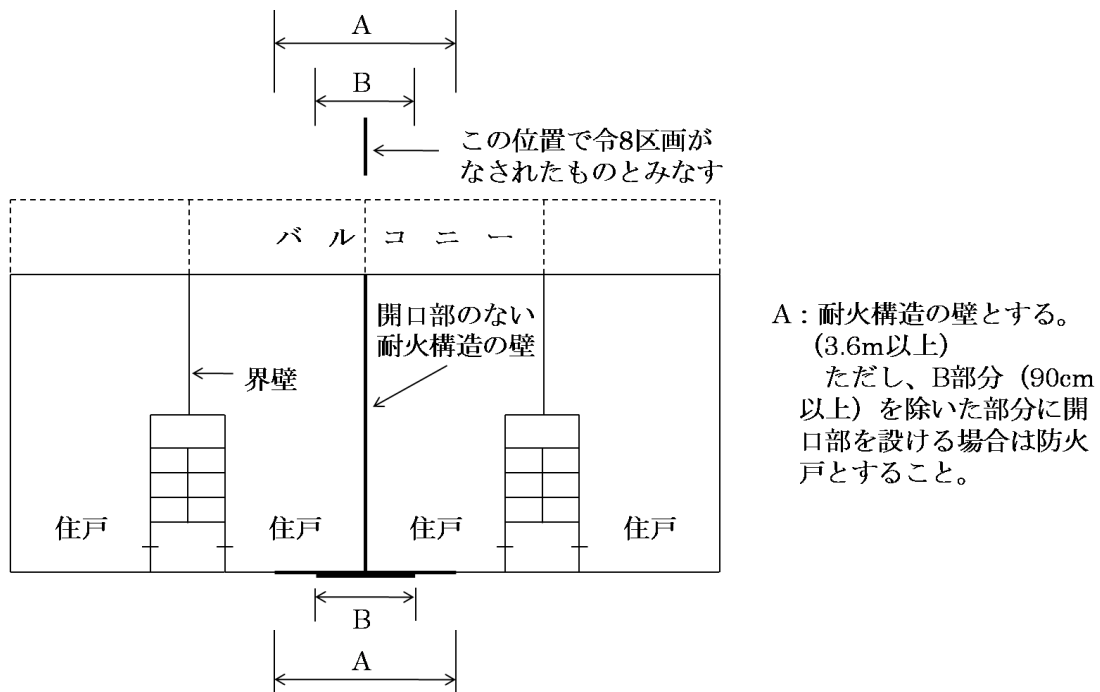


② 階段及び廊下を共用するものは、令8区画されていないものとして取り扱う



第6-7図

(6) 階段室型共同住宅で、各階段室の系統ごとに住戸相互が令8区画されているものについては、バルコニーによって接続されているものであっても、令8区画がなされているものとして取り扱うこと。(第6-8図参照)



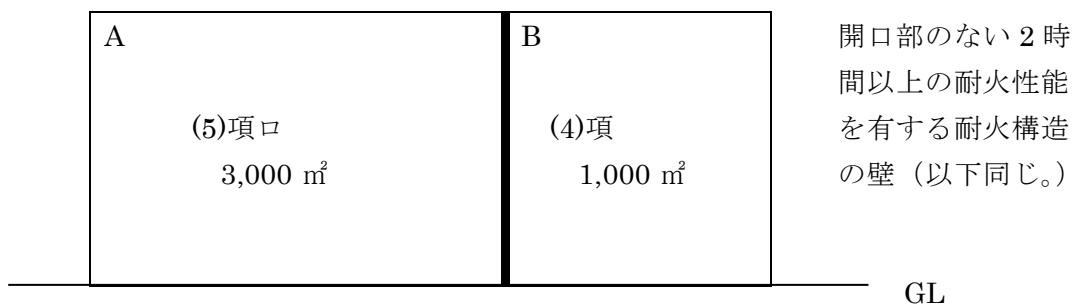
第6-8図

(7) 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方
 ア 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。
 イ 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに、その床面積に応

じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕 (16)項イ 4,000 m²

(注)

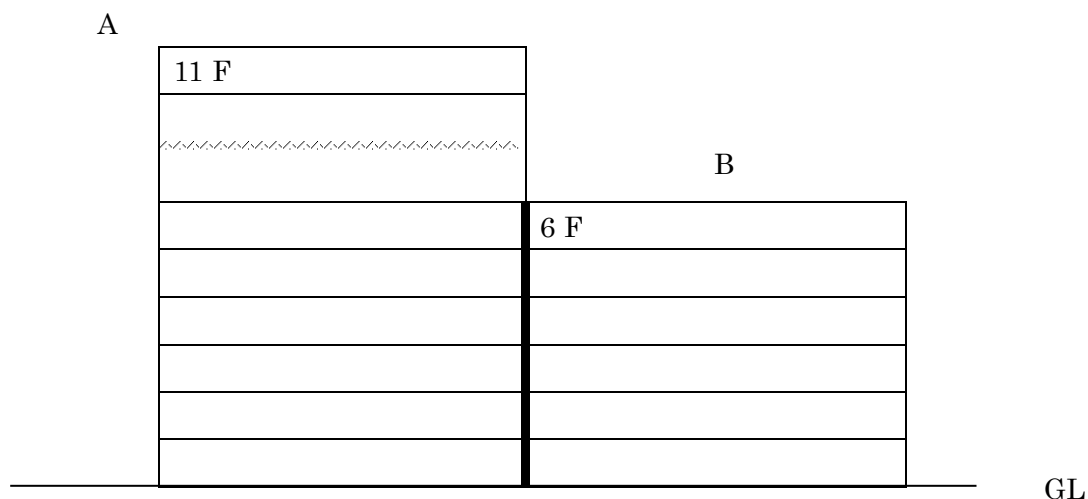


A → 延面積 3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 延面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

ウ 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定に当たっては、下の部分の階数を算入すること。

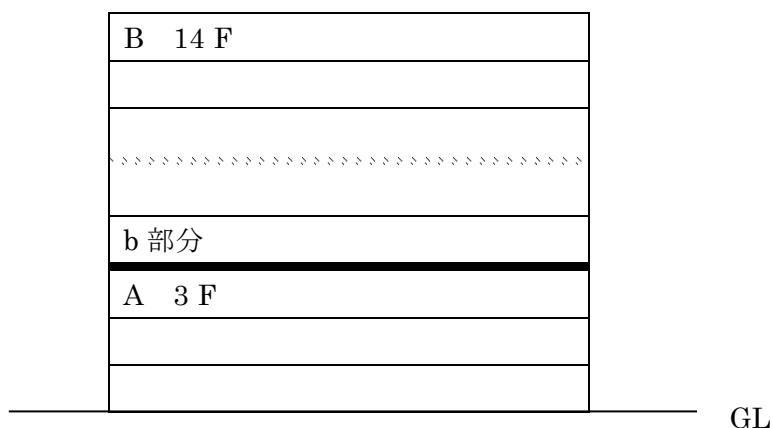
〔例1〕



A → 階数 11 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 階数 6 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

〔例 2〕



A → 階数 3 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

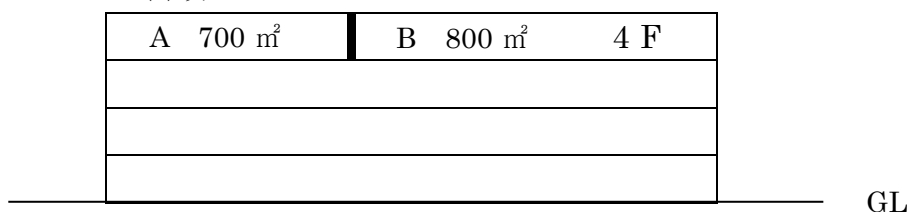
B → 階数 14 の防火対象物として、また、b 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

(8) 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第 11 条第 1 項第 6 号、第 12 条第 1 項第 11 号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

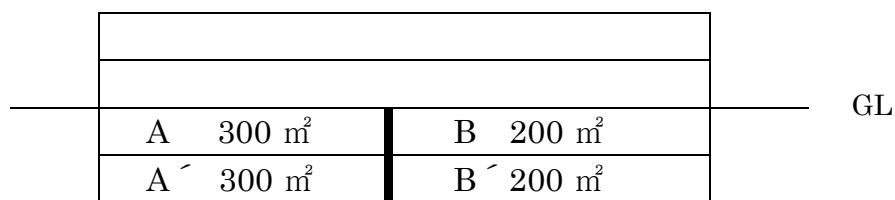
〔例 1〕

(4)項



4 階部分の床面積は 1,000 m²以上であるが、A、B は 4 階で 1,000 m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4 階には政令第 12 条第 1 項第 11 号を適用しない。

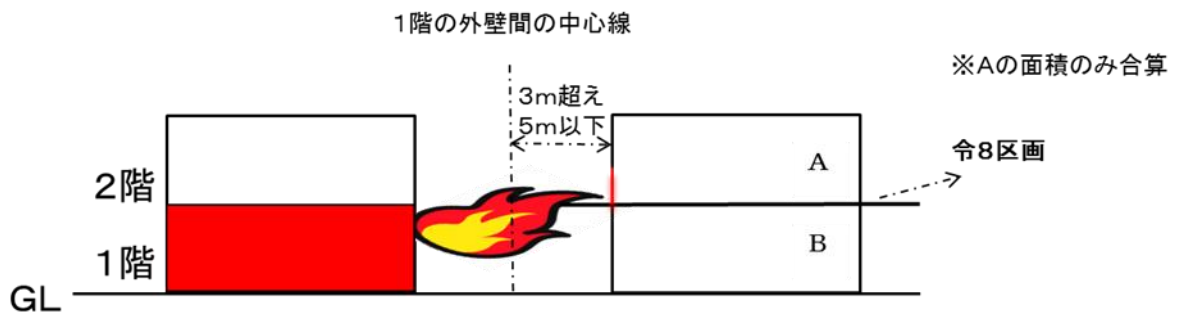
〔例 2〕



地階部分の床面積は 700 m²以上であるが、(A+A') (B+B') は地階において 700 m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第 28 条の 2 第 1 項を適用しない。

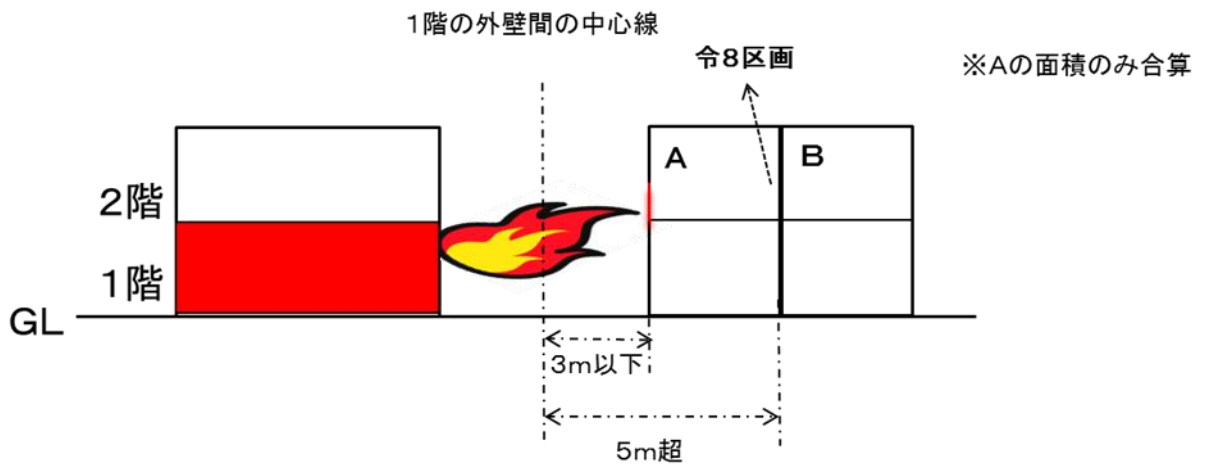
(9) 屋外消火栓設備及び消防用水の取扱い

〔例1〕2階のみ延焼のおそれのある部分に該当



※消防用水にあつては敷地 20,000 m²以上

〔例2〕A部分のみ延焼のおそれのある部分に該当



※消防用水にあつては敷地 20,000 m²以上

ア 屋外消火栓設備（政令第19条）

政令第19条第2項に規定されている距離以下にある区画部分の床面積を設置基準面積の算定に加える。

イ 消防用水（政令第27条）

政令第27条第2項に規定されている距離以下にある区画部分の床面積を設置基準面積の算定に加える。

2 省令第12条の2の区画

省令第12条の2第1号及び同条第2号に規定する区画（以下この項において「区画」という。）については、それぞれ次によること。

(1) 区画に用いる壁及び床の構造は、それぞれ次のア又はイによること。

ア 省令第12条の2第1号の区画（以下この項において「1号区画」という。）

は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。

イ 省令第12条の2第2号（以下この項において「2号区画」という。）の区画

は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

- (2) 区画は2以上の階にわたらないこと。
- (3) 区画を配管が貫通する場合は、次によること。★
 - ア 配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ、又はハの規定の例により措置すること。
 - この場合、同号ハに規定する防火区画等を貫通する配管に求められる性能は、それぞれ次の(ア)又は(イ)によること。
 - (ア) 1号区画を貫通する配管にあっては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの
 - (イ) 2号区画を貫通する配管にあっては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの
 - イ 区画貫通部分は、モルタル等の不燃材料により完全に埋め戻す等の措置を講じること。
- (4) 区画を風道が貫通する場合は、次によること。★
 - ア 区画貫通部又はその直近の箇所には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかの措置を講じたものにあつてはこの限りでない。
 - (ア) 直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面する外壁面に設ける換気口で、防火設備を設置したもの
 - (イ) 排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ(溶解温度280度)の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーを設けたもの
 - イ 前アにかかわらず、ダクトスペースに貫通する換気設備の風道のうち、「防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件」(平成12年建設省告示第1376号)に適合するものは、区画がなされているものとみなす。
 - ウ 風道の区画貫通部は、省令第12条の2第1号ハ及び第2号ハに規定する開口部として取り扱うこと。

3 省令第13条の区画

省令第13条第1項及び同条第2項に規定する区画(以下この項において「区画」という。)については、前2.(2)及び(4)を準用するほか、次によること。

- (1) 区画に用いる壁及び床の構造は、それぞれ次のア又はイによること。
 - ア 省令第13条第1項第1号(以下この項において「1項1号区画」という。)の区画は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。
 - ただし、3階以上の階に政令別表第1(6)項ロ又はハ(以下この項において「福祉施設等」という。)に掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
 - イ 省令第13条第1項第1号の2区画(以下この項において「1項1号の2区画」という。)及び省令第13条第2項(以下この項において「2項区画」という。)の区画は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (2) 1項1号区画は、福祉施設等内(1項1号の2区画については政令別表第1(5)

項イ及びロ並びに福祉施設等内)の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等というところの住戸の単位で区画することで足りること。

- (3) 区画を配管が貫通する場合は、前2.(3).イによるほか、当該配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハの規定の例により措置すること。★

この場合、同号ハに規定する防火区画等を貫通する配管に求められる性能は、それぞれ次のア又はイによること。

ア 1項1号区画を貫通する配管にあつては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間(3階以上の階に福祉施設等が存する場合にあつては60分間)区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

イ 1項1号の2区画及び2項区画を貫通する配管にあつては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

- (4) 2項区画をエレベーター昇降路の部分で行う場合にあつては、当該エレベーター昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること。(直接外気に開放されているものを除く。)この場合において、当該エレベーターの出入口の面積をもって省令第13条第2項第1号ロに係る開口部の面積を算定すること。

ア 耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸(遮煙性能を有するものに限る。)で区画する。

イ 前アの特定防火設備である防火戸は、省令第13条第2項第1号ハに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。

- (5) 省令第13条第2項第2号の区画を行う廊下に面して設けられた便所等の出入口で、次に掲げるものについては、同条の規定にかかわらず当該開口部に特定防火設備である防火戸の設置を要しない。

ア すべて不燃材料で造られた便所又は防火戸により区画された便所

イ 電気式の給湯設備又は電磁調理器以外の器具(電気又はガスコンロ)等が設置されていない給湯室で、防火戸が設けられたもの

4 省令第28条の2及び複合型居住施設用自火報に係る区画

- (1) 省令第28条の2第1項第4号及び同条第2項第3号並びに複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年2月5日総務省令第7号)第3条第3項に規定する区画については、前2.(2)及び(4)並びに前3.(1).ア、(2)及び(3).アを準用すること。

- (2) 省令第28条の2第1項第4号の2及び同条第2項第3号の2に規定する区画については、前2.(2)及び(4)並びに全3.(1).イ、(2)及び(3).イを準用すること。

5 省令第30条の2の区画

省令第30条の2に規定する区画(以下この項において「区画」という。)について

は、前2.(1).イ、(3).ア.(イ)及びイを準用するほか、次によること。

- (1) 区画は2以上の階にわたらないこと。ただし、区画のうち階段については、地階の階段部分と地上の階段部分とは区画を要しない。
- (2) 区画を風道が貫通する場合は、次によること★。
 - ア 区画貫通部には、防火設備を設けること。ただし、前2.(4).イに該当するものは除く。
 - イ 排煙設備の風道が貫通する場合は、前2.(4).ア.(イ)によること。

6 条例第65条第1項第2号の区画

条例第65条第1項第2号に規定する区画（以下この項において「区画」という。）については、前2.(1).イ、(3).ア.(イ)及びイを準用するほか、次によること。

- (1) 1の防火対象物で100㎡以内ごとの区画と200㎡以内ごとの区画が存在しても支障がないものとする。
- (2) 区画を風道が貫通する場合は、前5.(2)によること。

7 その他

令8区画及び共住区画を貫通する配管等（性能評定品に限る。）には、次に示す表示を付することができる。

表示方法は、次の方法として申請者が任意に選択するものとする。複数選択も可とする。

- (1) 配管等（管及び区画貫通部防火キットをいう。）に個々へ次の評定マークを貼付する。



直径：15mm

下地：銀 色

文字：赤 色

- (2) 管に限り次の仕様により表示を印刷する。

ア 長さ3m以内又は1本ごとに一箇所表示する。

イ 表示は、次によるが大きさ及び色は任意とする。



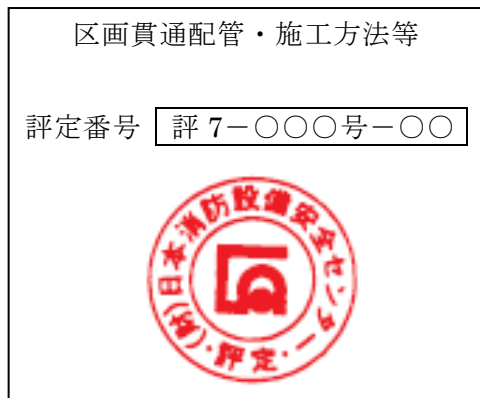
又は



- (3) 防火対象物に性能評定を行ったものである旨の評定一括マークを表示する。
一の防火対象物に複数の性能評定品が使用される場合、それぞれの性能評定品

ごとに表示する。

○ 平成 19 年 3 月 31 日まで



大きさ : 90mm×90mm

材 質 : アルミプレート

下 地 : 銀 色

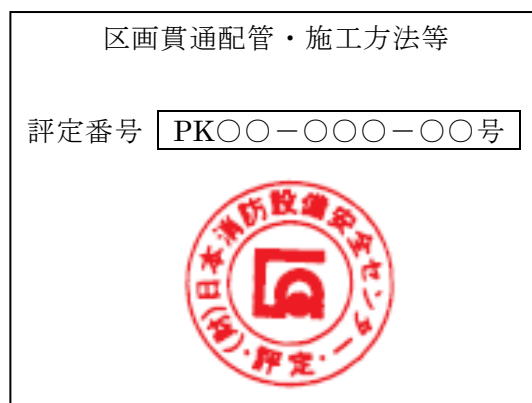
文 字 : 赤 色

評定番号 : 刻 印

○ 平成 19 年 4 月 1 日から



(共住区画の場合)



(令 8 区画の場合)

- ◆①「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 31 日消防予第 53 号、平成 17 年 8 月 12 日消防予第 188 号最終改正）
「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いに係る執務資料について」（平成 7 年 7 月 28 日消防予第 166 号）
- ◆②「令 8 区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて」（平成 8 年 12 月 24 日消防予第 263 号）
「令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（平成 19 年 10 月 5 日消防予第 344 号）
- ◆③「増築部分が令 8 条の区画に該当するか」（昭和 55 年 3 月 12 日消防予第 37 号）
- ◆④「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」（平成 17 年 8 月 12 日消防予第 188 号）
- ◆⑤「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成 18 年 11 月 30 日消防予第 500 号）問 17